

平成24年第4回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成24年12月14日（金曜日）午前10時開議

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 65号 | 専決処分の承認について（専決第5号） |
| 日程第 2 | 議案第 66号 | 西郷村課設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 67号 | 西郷村ブランド・イメージ回復基金条例 |
| 日程第 4 | 議案第 68号 | 西郷村屋内遊び場設置条例 |
| 日程第 5 | 議案第 69号 | 西郷村社会体育、レクリエーション施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 70号 | 西郷村道路線の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 71号 | 平成24年度西郷村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 8 | 議案第 72号 | 平成24年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第 73号 | 平成24年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第 74号 | 平成24年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第 75号 | 平成24年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第 76号 | 平成24年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第 77号 | 平成24年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第 78号 | 平成24年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 報告第 8号 | 平成22年度西郷村財政健全化判断比率報告値の修正について |
| 日程第16 | 報告第 9号 | 平成23年度西郷村財政健全化判断比率報告値の修正について |
| 追加日程第1 | 議案第 79号 | 除染対策事業平成24年度施工谷津田地区仮置場進入路改良工事請負契約について |
| 追加日程第2 | 議案第 80号 | 除染対策事業平成24年度施工谷津田地区仮置場造成工事（第1工区）請負契約について |
| 追加日程第3 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第17 | | 放射能対策特別委員会中間報告 |
| 日程第18 | | 家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会報告 |
| 追加日程第4 | | 虚偽の陳述に対する告発の件 |
| 追加日程第5 | | 虚偽の陳述に対する告発の件 |
| 日程第19 | | 請願・陳情に対する委員長報告
総務常任委員会 |

陳情第 3号 山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書
文教厚生常任委員会

陳情第 4号 公的年金2.5%削減の中止を求める意見書採択の陳情につ
いて

- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第22 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第23 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第25 放射能対策特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第26 例月出納検査結果報告
- 日程第27 閉 会

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで議案2件、諮問1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第79号及び第80号、諮問第2号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案2件、諮問1件につきましては、日程第16の次に追加日程第1、議案第79号、追加日程第2、議案第80号、追加日程第3、諮問第2号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第79号から追加日程第3、諮問第2号まで一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第79号から諮問第2号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日、追加提案をいたしますのは、議案第79号「除染対策事業平成24年度施工谷津田地区仮置場進入路改良工事請負契約について」、議案第80号「除染対策事業平成24年度施工谷津田地区仮置場造成工事（第1工区）請負契約について」、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の3件でございます。

はじめに、議案第79号「除染対策事業平成24年度施工谷津田地区仮置場進入路

改良工事請負契約について」、議案第80号「除染対策事業平成24年度施工谷津田地区仮置場造成工事（第1工区）請負契約について」であります。入札に付した工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在、本村におきましては6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち真船善一郎氏が平成25年3月31日をもって辞任したい旨の申し出があったため、後任候補者として鈴木茂氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

鈴木茂氏は、平成24年3月31日、独立行政法人那須甲子青少年自然の家を退職、現在、村の民生委員児童委員、地域安全推進協議会副会長、地域安全活動推進隊、学校安全指導員、社会福祉協議会評議員など要職を務められておられます。地域活動に積極的に参加され、地域の実情に精通しており、地域住民の信望も厚く、人格識見ともにすぐれた方です。また、自然の家勤務の経験から、青少年育成等経験も豊富であり、かつ人権擁護について深い理解と熱意を有しており、人権擁護委員候補者として適任であるため、推薦いたしたく諮問するものでございます。

以上、本日追加提案いたしました議案、諮問につきまして、ご審議の上、ご議決、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

（環境保全課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第65号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり承認されました。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、議案第66号に対する質疑を許します。

11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。議案第66号「西郷村課設置条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。まず1点目としては、今回、環境保全課を放射能対策課、企画調整課を企画財政課に名称を変更するわけですが、その中で今回の名称を変更する理由ですか、それを説明願います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 11番矢吹議員のご質疑にお答え申し上げます。

名称を変更する理由ということでございますが、まず、企画調整課を企画財政課に変更します理由は、今回所掌事務として財政関係を企画調整課のほうに移す内容でございます。それで、その名称として企画財政課ということで上程しております。次に、環境保全課でございますが、現在、環境保全課では放射能関係の対策、それから環境衛生、ごみ部門の事務を所掌しておりますが、今回その環境衛生の部分にしましては住民生活課のほうに移しまして、放射線関係対策に重点を置くために放射線対策課という名称に変更しますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。今課長のほうから説明ありましたが、環境保全課ですね、これ以前、同僚議員からもお話はあったと思うんですけども、放射能対策課という話で。村民からも慣れ親しんだ環境保全課というので、ようやく名前と場所が一致したわけなんですけれども、それでまた名称を変更するのはどうなのかなと。また、企画調整課、この中で財政的な管理をするということで企画財政課という形、今まで総務課が行っていたわけなんです。その中でいろいろ事務方としてはやりづらい面もあるのかなと私なりに解釈はしますが、その中で総務課ですね。いろいろ今まで企画課が行っていた事務的な問題があるんですけども、私は消防に入っておりますが、その中で防災に関することが今度新たに総務課管轄になるわけですね。また、企画調整課で行ってございました防災行政無線放送に関する事、また、広報及び広聴に関する事、統計に関する事とか、このもろもろの4つのものが総務課に入って、今の状態でもなかなか総務課は大変な、よその課も大変ではないとは言っていないけれども、大変な中でこの防災関係を入れて来年の平成25年4月1日から行うということで、果たして今までどおり機能できるのかなと、私なりに不安で質疑したんですけども、どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

財政部門が企画調整課のほうに移りますので、その分、企画調整課からも移ってまいります。防災にしましては支障のないよう、極力、事務のほうは住民の方に迷惑をかけないようにやってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。再度お聞きします。窓口業務とかいろいろ今まで行っていた住民生活課、窓口としては1階で、結構多方面に関係機関、団体、また消防も

含めてですけれども、行っていたわけなんですけれども、どういう形で窓口になるんだかわからないですけれども、現在、総務課は2階にあるんですよ、場所。1階は住民生活課。それで、財政的なものも企画調整課が今度財政課ということで奥のほうにあるんですよ。そこら辺の場所も踏まえて4月から考えるんですか。今の現状で行うんですか。再度お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

当然、その課の体制というのはございますので、防災部門に関しては総務課のスペースに移す考えでおります。それから、企画調整課の防災無線に関しましては、ちょっと施設的にあそこを動かすことはできませんので、それはあのまま置きまして、管理そのものは企画調整課のほうで行っていただき、こちらは防災行政無線の内容につきまして引き受けるという形になりますので、若干人の入れかえ、それからスペース等の入れかえはございます。極力支障のないように配置してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。4月1日からトラブルのないように、スムーズにやっていたいただければと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第66号について何点か質疑をしたいと思います。ただいま11番議員のほうからも同じような質疑がございました。その中で、なぜ環境衛生を住民生活課に戻すのかということに対して、総務課長はお答えになっていません。ただ、開会日冒頭の中での細部説明において、放射線対策課のほうはもう放射線に集中させるというようなお話だったんですけれども、今の11番の質疑に対する説明を聞いていますと、それよりも、何というんですかね、手前みその話だと思うんです。自分たちの業務をやりやすくするためのこの改正じゃないのかなというふうにするわけですよ。そんなことを今思ったものですから出てきたんですけれども、ここで伺いたいんですけれども、私の記憶が間違っていなければ4月にこの課設置条例が改正されましたよね。そしてまたこれを戻そうとする。戻そうというか動かそうとする。ということは、今年の4月1日に行ったその改正というのは間違いだったんですか。そこからまず伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 上田議員のご質疑にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、4月に改正を行いまして、現在の放射能関係においては放射能と衛生に関しましては環境保全課ということで規定しましたが、この放射能関係の業務、このところの状態でも早急に進めなければならないということで、環境保全課のうち、その放射能関係に関しては極力早く進めたいということもございまして、

そこを重点化しようということで今回提出したわけではございますが、4月の時点ではごみ、放射能関係等大きな関係があるということで、環境衛生の部分も環境保全課のほうに配置しました。来年度以降を考えますと、やはり除染を集中的に進めなくてはならないということで今回こういう改正といたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。先ほどの11番議員のその質疑の中でも、言葉にははっきりは出ませんでしたけれども、昔からこの場で言われているのは、ワンストップ行政を求める話がずっと出ているわけですよ。要するに村民の方に、あっちに行ってください、こっちに行ってくださいと言わないように、1か所の窓口ですべて済むようにすべきですよという話がずっと出ていたわけですよ。そして、この4月にその課の設置条例が変わった。それで11番議員が言われたように、放射線に関する事、環境衛生に関する事、あっちのプレハブに行くようになってもう大分慣れてきた。その中でまた動かす。それがいわゆる村のワンストップ行政なのかということなんです。このことはもうずっと以前から言われているのに、なぜこういうことをやらなきゃならないのか、そこの理由説明が十分じゃないんです。放射線対策に対してこれから十分に力を入れていかなきゃならない、こんなのは去年の3月からわかっている話なんですよ。違いますか。以前からこの場で言われていましたよね、放射線に対すること。それで私言ったのは、このいわゆる担当する課長さんに副村長並みの力を与えるべきだと私が言ったのを覚えてますか、課長。縦、横、斜め、自由自在にこの庁内をどこでも自由に動けるように、その権限をすべて預けるべきだという話をしました。それもやらなかった。そして1年9か月も過ぎた時点で課を変える、放射能対策を十分にやりたいから、遅いんじゃないですか。（不規則発言あり）そうですね。じゃ村長のほうに伺いたいと思うんですけれども、なぜなのか、その理由がはっきりわからない。じゃ、そこで1回伺います。村長、いかがお考えになりますか、その部分。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘いろいろあると思いますが、私はやっぱりこの対応を深化させていく。やっぱりこの状況はそういうふうに対応しなければならない、そういう状況を踏まえて今回そういうふうにしようというふうに思ったわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。全くもってわからない答弁です。それでね、いい方向にとってですよ、百歩譲っていい方向にとりますよ、私。放射線対策に全力を尽くしていく、その考えは本当にいいと思いますよ。その部分は評価します。ただし、先ほど私が言ったように、じゃ担当課長に対してどれだけの権限を与えるんですか。そのことをまず伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ副村長並みということをおっしゃいましたが、それは制度と

して特別職を設けるかということにつながる、そこまでは至っていない。やっぱり今までのライン上で、そしてその1つのセクションとしてこの機能を発揮させていただく、そのようにやっていきたいというふうに思っているところであります。ただ、言われている意思是、この庁内挙げてそれに取り組んでいこうという協力体制、あるいはこの機能の動かし方をより効率的にということでもありますので、それはそれでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。全くもってわからないですよ。もっと具体的に申し上げますと、いわゆる今放射線の問題というのはいろいろあります。健康被害の話から食品汚染の問題、農地の汚染の問題、さまざまな問題が出てくるわけです。それを、じゃこの新しくできる放射能対策課、ここに全部集中させるわけですか。例えば今やっている農作物の検出ありますよね、ベクレルを測るといふ。それは今農政課のほうに行きますよね。健康被害に関しては健康推進課に行きますよね。農地の除染は農政課に行きますよね。水の話は上下水道課へ行きますよね。そういったものをすべてこの課に集中させるというお考えなんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それはそういうわけではありません。予算は一括集中していますが、やっぱりこの放射能関係は全部にわたっている。教育も産業もすべてです。今回のこの除染については、具体的にこの地域の除染、仮置き場、この部分が膨大になってきています。やっぱりこの説明、同意、あるいはこの進行管理については従来のこの人数では対応できません。ただ、範囲としては、ではそこだけに集中するかということもこれもできません。これはやっぱり各セクション、健康から今の産業からすべて該当してくる課ができます。該当しています。よって、この集中して除染という部分が仮置き場と同時に地域の除染が膨大に出てきます。今回追加の議案もありましたですね。ああいったものが具体的に来ますので、各産業に関するこの部分と、それからこの除染の特定する部分は全体としてやる部分とこの集中する部分と2つ、2つと伺いますか、全体は1つですけれどもね。そういうふうになっていく、そういう考えであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。全然理解できないですよ。というのは、先ほど冒頭に私申し上げましたよね。11番議員も言いましたよね。いわゆるワンストップ行政の話なんです。人が足りなければ増やせばいいだけの話ですよ。この放射線というのはあと何年続くんですか、この問題というのは。100年単位で続くんじゃないんですか。私らが多分この世からいなくなっても、この問題だけはずっと続いていくわけです。でしたら、今の段階で人が足りないからその分散をさせるのであれば、人を補強して1か所ですべてやるべきですよ。ですから、先ほど言ったように、手前みその考えなんじゃないんですかと言ったのはそれなんです。要するに国・県から来る放射線の除染の問題、そのことをクリアするその仕事のために課を集中させたい。私ら

はそのこともあります。でも、健康被害の問題、食品の問題、農地の問題、産業の問題と今村長言われましたけれども、さまざまな問題が今あるわけですよ。それを私らが例えば役場に来たときに、いや、それは健康推進課ですよ、それは住民生活課ですよ、それは農政課ですよ、絶えずそうやって歩くようになってしまいますよね。だから、この改正というのは手前みその改正じゃないんですかというふうに思うわけです。人が足りないというのであれば、人を補強してきちんとやるべきだと思いますけれども、いかがですか。最後に伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 全部1か所であることができればいいですが、事は複雑多岐、すべてのことにこの放射能がかかっています。そういった意味でいうと、では各課に全部放射能対策ということが1か所にできるかというふうになりますと、多分この全体でやっぱり対応しなければならぬというふうになります。これはほかの市町村を見てもそうです。やっぱり1か所で今の理想が全部できればいいですが、そこまではなかなかというふうになります。よって、各セクションも放射能のことも考えながら現在の業務を行っていくという中において、今回はこの仮置き場が進む、あるいはこの地域の除染が進むといった場合に、その部分の特定した事業が一頭他を抜き出して大きくなっていく、これがわかっていく。よって、その部分と全体との絡みをうまくしていくという考えです。1か所に集めて全部というふうになれば、相当また大きなセクションになっていくというふうになりますので、今回はそういうことで対応したいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私は1か所に集中すべきだと。これだけ優秀な職員がいるわけです。それでも足りない部分は出てきます。ですから、優秀な職員を集めて力を一極に集中して、村民の方には1か所ですべて用を足すようにすべきだというふうに考えるわけです。そのために、例えば道をつくるのが1年先延ばしになったっていいんじゃないんですか。側溝を直すのはちょっと1年我慢してもらったっていいんじゃないですか。今はこの放射能関係に力を私は集中すべきだと思います。そのために優秀な職員を集めてきちんと対応すべきです。そして、足りない職員に関しては十分に補うべきだというふうに考えて私の質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提言はそのとおり、よくわかります。そういった考えにも近づけていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 議案第66号について質疑いたします。

今、上田議員が私もお聞きしようと思っていた部分でご質疑して、それでまたご答弁あったんですが、全然理解できておりません。それで、最初に思ったこと、今上田議員の質疑に対しての答弁を聞いて思ったんですが、やはりこの放射線対策課につい

ては、農政課のほうで担当していたもの、学校教育課で担当していたもの、また、住民課等で対応してもらった、さまざまな課でそれぞれがやはり対応していたと思うんです。それで、今の行政が縦割り行政だからだめだというお話がありますよね。じゃ、上田議員が言うように、担当の放射線課長の立場と農政課長の立場とか学校教育課長の立場というものが縦一列、縦割りで同等であれば、これ放射線課長は十分な機能を果たせないですね。ですから、放射線課長に対しては、この放射線にかかわる問題については、やはりその担当するさまざまな課があったとしても、その上位の位置にこの課長がいないと私は收拾がつかないと思うんです。取りまとめできないと思う。だから、その情報もすべてをその放射線課の課長のほうに集約して、各課が上げてまとめる、それがデータベースとして入っていくというようなそういうシステムにしていかなかったら、結局、今上田議員が言われたように、何もこれは進展もしないし、逆に複雑多岐にわたって何もこれ放射線課に分けた意味もないと思うんですね。その辺について村長、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われていることはわかります。縦割り、各省庁の話があってという話、よくテレビや新聞に言われていますね。ただ、西郷村においてはそういうことではないと。要するに、言われた各課の所掌ということは決まっています。ただ、そこからほかに出ないとか、あるいは連携をしないということはありません。今のこの状況からいいますと、先ほど申したとおり、1つは一極、じゃ役場全部で放射能もやっているのかと、そういうことも言えますね。それを1つのセクションでやるというふうになりますと、言われたとおり農業も、あるいは教育のことも健康のこともすべてにかかわってきます。それを考えたときに、やっぱり全役場でもってこの放射能については各セクション全部影響が出てきますので、そういったことをやっぱりやっていく必要があるというふうに思っています。ただ、この一極にということが幅広くなって大きくなってしまおうとするならば、やはりそれは今までどおり各セクションで担当するもの、情報はやっぱり今の放射能ということが従来やってきたものについてどういう影響があるかというこの関係がありますので、それが1つのところで全部できるかという、それはなかなか容易ではないだろうというふうになっています。よって、この各課でやっている従来のものについては引き続きこの放射能対策はやる。しかし、除染というこの巨大な仕事が今見えてきました。やっぱり仮置き場が決まってくる、あるいは仮置き場が決まれば、今度は各地域の除染の具体的な中に行きます。説明も、あるいは同意も、あるいはいろんな状況に対応するという膨大な仕事が出てきますので、こういったものについての対応がまず求められてきた、今。そういうことを並行しながら、全体として取り落ちのないような対策も打たなければなりません。よってということになりますと、やっぱり全体でかかるということがあって、かつ緊急かつ膨大な仕事、工事を伴うということがありますので、これについても特別な配慮が必要だということで整理をしてきているところでもあります。ただ、言われたとおり、万全ではないと思います。これはいろいろ意見あったとおり、そもそもそれは前

進させる意味の意見でありますので、そういったことも踏まえながらやっぱり深化をさせていくという責任がありますので、いろいろご提言をいただいきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私はもう村長に強く言う気はありません。言ってもものれんに腕押し、ぬかにくぎ、はっきり言ってもうむなしさを感じています。覚えています。すべてにおいてですよ、そういう感じですから。ただ、私は議員としてだけは申し上げたいと思ってここで質疑しているわけで、結局いくら村長が詭弁を使う、私から言えば詭弁ですけれども、使われてどのように解釈されて答弁されても、現実的に今から、今の体制から課の設置条例を改正して、変えて、本当にそれがよかった、機能したんだ、財政も放射線もすべてが機能してよくなったんだと言えるかということ、何もこれ根拠がないと。ただ名称を変えて、ただ単に財政を総務課から企画調整のほうに移して、それで環境保全課を単に除染が忙しいから除染専門にやってもらうんだという程度かなとしかとれないですね。結果的には住民の方々、村民の方々は、例えば学校の放射線の問題で悩んだ、どこへ行く、では学校教育課のほうに行けばいいのかな、放射線課がいいのかな、子どもが例えば放射線の被ばくを受けて、今本当にホールボディカウンターで検査したらセシウムがあったと。実際二百数十名ですか、あったと。その方はどこの窓口に行けばいいんだ、健康推進課なのか放射線課なのか、全く窓口ワンストップじゃない。農政課の、じゃ食べ物について家でできた野菜、本当に安全だろうか、これ農政課かかな、どうかな。全く変わっていないんですね。条例改正しても変わっていない。そして結果的にこのことを、じゃ放射線の関係するものについて取りまとめをしてやっていこうと思うと、各課でもって権限を持ってやっているからそれを一元化できないんですね。放射線課長だってこれ、農政課長にそのことについて言えないと思いますよ。農作物についてどうなんだと。子どもたちの問題について、放射線課長何も言えないですよ、権限が別なんですから。そういうばらばらなことをやっていても大丈夫だと村長は言いますけれども、私は全くこれは機能的じゃないと思います。

そういう中で、私はそこまで言うのであれば、少なくともこの庁内、役場内に例えばですよ、放射線対策本部、今は本当にこういう緊急事態ですから対策本部をつくって、その本部長に放射線課長を持って行って、その下に各課の課長を置いていく、担当者を置いていくというそういう体制をつくっていけば、1つの意見の集約、情報の集約、そういうものがまとまったものができて、そしてまた、場合によっては村民は対策本部のほうに例えば意見を申し上げたり、またはいろいろなお話をしたりということもできると思うんですね。そういうものがなくて、ただばらばらにいつまでもやっているのかなという感じを受けます。ただ、それが村長のほうでそれでいいんだということであれば、もう私はそれ以上言う気はありません。恐らく何も機能しないのかなと私は思います。

そこでですね、心配なことがありまして、それをちょっとお伺いしたいんですが、

実は今年の3月定例議会で西郷村議会議員全員が署名をして、いわゆる村民の今後の長期にわたる健康問題について、そしてまた除染の問題、または病気が出たときにどうするんだ、それから農作物にそういった放射線が出てきて、本当に一般住宅の中でも柿の木がたくさんたわわに柿が実っても全部捨てなきゃならない、処分しなきゃならない。去年までは干し柿にして本当に食べられた。この間お伺いしたら、うちの柿は、蜂屋柿というんですかね、3つか4つで500円ぐらいするんだよというような話をしていましたけれども、それが何百個とすべてだめになってしまった。それで、お聞きすると、その賠償については今回の4万円の中に入っていますよということらしいんですね、それも含めて。それは今回限りで終わりですよということらしいですね。それでいいんですかということです。また、子どもたちがこれから被ばくをしていく。また、ホットスポットがあって、またそれを除染していく。さまざまな問題。また、ご家庭で本当に放射線汚染のために食べ物も食べられなくなって生活費が上がった。遊びに行くところがないからお金を払って遊びに行った、そういうお金も随分あります。そういう精神的苦痛、また実費の問題についても村民はみんな今泣き寝入りしています。受け入れてくれるところないんです。ところが、このことを実際に放射線の紛争解決センターですか、そういったところに持ち込んでいっしょの方もいます。しかし、個人では持ち込めない。これは行政がそのお手伝いをしなきゃならない。そういうことで、西郷村議会議員は全員が、やはりこのことについては西郷村として原子力損害賠償対策審議会というものをつくって、住民からのそういった要望、苦情を全部受けて、それが本当に賠償になるのかどうかわからないけれども、一生懸命対応してあげようと、審査して紛争解決センターのほうに持って行ってあげようという条例を平成24年3月定例議会で可決された。メンバーも10名前後かもしれませんが、なった。弁護士さんも含めて。それで条例が可決されて成立したにもかかわらず、村長は一向にこの条例に従った委員会、審議会を設ける気がない、やらない。そして賠償問題についてはやりますと言っている。じゃどこでやるんですか。

今回の総務課長が出されました村の東電に対する賠償額も3,700万円ぐらいですか。そんなもんじゃないでしょう、実際に。これ人件費、交通費、燃費、すべて考えたらこんなもんじゃないはずですよ。そういうものをただひとり、一方的に村長部局ですよ、勝手に県の指導によった、県のマニュアルに沿った計算方法によってのみそれで請求している。これ全部、村のほうにはその具体的なものも示されていない。そういうことで村の村民の税金をですよ、無駄に使っているところがたくさんあるんです。こういったものも本来この審査会で議論しなきゃならないんです。これからあと1年とか半年では、東電が言うように今回で打ち切りですよ、放射能問題は今年でもう全く放射能はゼロになって、平成23年3月12日以前の日になりますよというのであれば、それはそれでいいんです、打ち切って。これからが大変なんじゃないですか。そういうものに対して村長は、この3月から9か月間ですか、全くそれについて手をつけていない。これどういうことで手をつけないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の中身はいろんな問題があります。個人的な問題。1つは去年の中通りですね、この8万円と40万円の話。今回の提示にして、これはよく聞いていきたいというふうに思います。1つは、この賠償についてどう進んでいるかということで、今言われたとおり類型化をしている、東電の話からすると。類型化というのは、個人のもの集団が大きければその方法でいけるということは今考えています、このやりとりの中では。それが類型化されていけば1つ定型的なモデル。ただ問題は、最終的に個人のこの特殊事情といったものがいろいろ出てくるだろうということが言われている。これはまだ示されておりませんが、本とかいろいろ出ている問題がありますね、損害賠償の法的行方とか。そういったことでは多分裁判になるだろうという方向も示されています。同じような考えが双葉町にあって、裁判のための行政がどこまで応援できるのかといったことの似たようなものがあって、いろいろ双葉町の町長に会って聞いたりしますが、まだこの方法については弁護士会のほうでも類型化の方法、あるいは個別の裁判に行く方法についての区分けがまだできていませんということです。今回の審議会というのもそういう方向で、どういう方向に行かせるのかということ審議すべきであるということが書いてあります。よって、この行方を今見ているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 行方を見ていて、行方を見ていて3年が過ぎて、民法上ですか、損害賠償が消滅時効になってくるということですね。あとは個別でもしあるなら個別でやってみたらと。個別もどこまで私はそれ法律的に有効かわかりませんが、個別で一村民ができますか。裁判ができますか。請求できますか。できるわけないですよ。勝てるわけないですよ。これ一律賠償だって県が、そしてまた地方公共団体がまとまって行動したから東京電力、政府もやってきただけであって、一人一人がもしも東京電力、政府に言ったってこんなの通らないんです。ただ、住民が言えることはあります。昨日まで食べられていた家の柿の木が食べられなくなった、家の子どもたちが楽しみにしていた畑の作物も食べられなくなってしまった、こういったものは共通しているものです。共通している問題について、この賠償審査会で審議をして勉強して、それでまとまって請求することはできるはずだし、また、今言ったように特殊事情があるって。もちろんあります。東白河郡の埜町と西郷村、例えばですよ、矢祭町と放射線の線量はとんでもなく違います。はっきり言って、川内村は恐らく西郷村よりも低いんじゃないですか、線量が。場合によっては大きいのもありますが、ほとんど低いです。

だから、西郷村とか大信村、本当にこれね、地域性からすれば高いんですよ。そういう特殊事情を考えて能見会長言ったでしょう。白河市が心配だって言っているんですよ、能見会長は、紛争審査会の。線量によって賠償問題も考えていくべきだと言っているんですよ。そういうことを言っているんですから、審査会を開いてそういう問題を審査していくのが筋じゃないんですか。それを全くやらない。経過を見てます、経過を見てます、村民プールも経過を見ています、何についても経過を見ています。

本当は言いたいんだけどね、インドアパークだって本当に4月に予算決まって、来年4月、1年かかって白河では2つも3つもオープンしている。経過を見ています、本当に西郷の行政は遅い。そして、結果として遅いと議会が反対しているからだ。何も反対してないのに議会のせいにする。本当に今ね、西郷村の村民の方々は、できないのは村長じゃなくて議会が悪いと思っていますから。これは私言われました。仮置き場ができないのは議会が反対しているからだって。本当ですよ、みんなそう思っているって。村民プールができないのは議会が反対しているから。だれが意図的にそういう吹聴をしてそういう本当に風評被害、我々にすれば風評被害です、やっているのかわからないけれども。ただね、あの子どもたちの命というのは尊いし、かけがえのないものなんです。それを守るのは我々しかできないんです、村長。だから、審査会を様子を見るのではなくて早くつくって、そして最大限できることをやったらいいんじゃないですか。できないことまでやれとは私言いませんよ。

今日も実は、ゆうべですかね、プロジェクトXのビデオを見ていました。全く言っていますよ。村長のことを言っています。やらないでいるのではなくて、村長、やってみなはれと。やってみて、そしてまた失敗したら、山中教授ですよ、9回失敗して1回成功すればいいんじゃないですか。その精神で子どもたちを守っていかなかったら守れないですよ。だから、この問題についてだって、じゃ実際にどこの窓口がやるんですか。健康推進課でやるんですか、それとも放射線課でやるんですか。学校教育課ですか。曖昧でしょう。だから、そこに村長の1つの決意というか、村民を守るといふ決意が出てこないんですよ。だから村民は不安なんです。強いリーダーが必要なんですよ、今、村には。それは村長しかいないんですよ。我々じゃリーダーになれない。だから、村長がそこをきちんと、先ほど上田議員も言ったけれども、きちんと放射線の問題だってきちんと一元化をして、村民が1つの場所に行けばワンストップで全部解決できる、対応してくれるというものをつくらなきゃだめなんです。それを曖昧にですよ、ただ議会で言い逃れのものを話しして議会をごまかそうと、ごまかしてもいいです。だけど、結果としてそれは村民に降りかかってくることなんです。私たちじゃないんです。私は自分で除染もしています、自費で。だから、私は精いっぱい子どもたちも家族も守っています。村長は村民を守らなきゃならないでしょう。だからこうやって課の設置条例を変えて、放射線課を強烈にして、そして住民のために頑張ろうというんじゃないですか。もっとその決意を見せてください、村長。どうですか。

- 議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。ちょっと議長席へ来てください。今の発言の中で大信村とひょろっと言っているんですけども、旧大信村か。
- 15番（佐藤富男君） ああ、失礼しました。今、私の発言の中で、議長から適切なご助言がございまして、今現在、大信村はなくて白河市のほうに合併されておりますので、旧大信村と訂正させていただきます。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） るる言われました。風評は私つくっていませんので、そこだけは

誤解のないように。（不規則発言あり）やっぱりいろいろ言われたことは、一々ごもつともです。私も一生懸命やっているとありますが、力の足りないところはいろいろ聞いて、そしてしっかりやっていく。それだけでありますので、ひとつよろしく願います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） では、お聞きしますが、村民の方々のさまざまな賠償問題について、村の窓口となるその対策審議会、議会議員全員で賛同してできたこの条例による審査会、これをいつごろ立ち上げてやるのか、また、その担当所管はどこの課なのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 所管をどうするかということもありますが、もちろん私が最終的に決めますのでその部分と、それからいつやるかということです。よくご提言の趣旨を踏まえて、この審議会、あまりほかにありません。ということも今あって、私が聞いているのは双葉町とかは聞きましたけれども、町長さんに。なかなか難しいと言われてます。ただ、今言っているものと私が考えているのが合っているかどうか、そこもちょっとよく調べるようになります。急いでいろいろ考えてみたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まあ本当にのれんに腕押し、ぬかにくぎでね、本当にがっかりというか残念なんですね。それで、その審査会の問題なんですが、例がない。大体、世界の国で福島原発のあんな爆発事故、1号機から4号機まで爆発したって、こんなの例がないんです。地球上で初めての、史上初めてじゃないですか。例がなかったんです。例がないから例がないものができるんじゃないですか。（不規則発言あり）そして、その審査会においても、まずやってみることじゃないですか。やってみて無理がある、無理があったら直せばいいんじゃないですか。直せばいいんですよ。村長の言うのを理論で言ったら、あの山中教授のIPS細胞はできなかったですね。何もできないです。すべて本当に新しいもの、本当に村の各企業も会社も努力していますが、最初からできないと言ったら何もできない。成功したのは、みんなできないところからどうしたらできるか、さまざまな知恵と協力を得てみんなで勉強してやっている、だからできているんです。だから日本の国の社会がよくなってくる。村民は、いいですか村長、最後に申し上げます。西郷村長は1人しかいないんですよ。議会議員は18名いるけれども。あなたを頼っているんです、村民は。あなたの活躍を待っているんです。だから、この課設置条例についても、もっと村民にとって、だから本当にこの課設置条例を改正して、村民がよくなるんだというものを示してあげなきゃならない。しかし、今のお話を聞くと何も進展していない。何もこれは改正したメリットがない。単に財政を企画調整課へ持って行って、担当職員が替わってやるというだけの問題で終わっているなということを感じまして、ただ、私は反対しません、この条例に対して。というのは、私が反対してまた行政が麻痺すると、また議会が反対して

いるからだと言われますから。はっきり言っておきます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 議案第66号について質疑いたします。今、上田議員、佐藤議員に答弁されたのを聞いていまして、じゃ具体的に、情報を共有すると言いましたけれども、原発後、各課が、例えば環境保全課、それに関係する農政課、建設課、もろもろの関係機関がどのぐらいの頻度でその情報をお互いに交換し合ったか、まずその辺を伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どのぐらいというのは、どのぐらいかということでなかなかお答えできません。常時やっているというふうにお答えするしかないと思います。これはやはり業務は毎日生きています。情報も毎日来る。例えば今回の放射能だけとするならば、今回の放射能が降ったおかげで、同時に教育委員会も農政課も健康推進課もすべての者が同じ情報を持って、今のものにどう対応するかということで受ける、情報を。そうした場合に、今度はどこと連携して効率的にそれを対処して解決していくかということのを常に考えます。そうしますと、やっぱり関係するところは常時連携すると、この問題についてですね。そういう状況になっていますので、頻度についてはと言われてもなかなか難しいですが、それは常時やっているというふうにお答えしておきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） やっていないんですよ、たしか。私が言いたいのは、その各課の担当課長が三日に1回とか1週間に1回とか会議を開いてどういうのが集まった。本当に3月11日以降であれば毎日ぐらいに集まって、各課に上がってきた情報をそこでいろいろ担当課長あたりがお互いに情報交換したり、または外部から入ってきたやつを共有したり、そういう部分。だから、会議が開いていたというのを聞いていないです。もっと言えば、村民にもそういう情報は伝わっていないんですよ、全然。一例を挙げますと、防災無線で放射能に関して村が、対策本部が発したの、3月14日の2時14分ぐらいに1回だけです。3月中はないですよ。それで村民の命を守るとか、一生懸命頑張っていますと言われても本当に説得力ないですよ。本当にやっているのかというやつですよ。昨日も言いましたけれども、1年9か月たって今の状態なんですよ。ほとんど除染もしていない。それは村長が方向性を決めて、何月何日までにこういうことをやろう、これにやろうというのを、もう県の言うことを聞いていなくて村独自で動かないとだめだと思うんですよ。（不規則発言あり）昨日、ちょっと支出とかいろんな部分で私できなかったんですけども、見ているとそういうところが大分あるんです、今。

そこでですね、定期的に、もうそれは済んでしまったことですから、定期的に集まるようもうちょっと密に持って、例えば学校のプール問題でもかまいませんけれども、もっと密に集まりを持ってそういう情報の共有という、そういう部分をやっていただきたいと思います。それで、ワンストップがなぜできないかという、これは委託業

務で言おうと思っていたんですけれども、電算システム、これどうなっていますか。その請負業者、各課。たしか私これ、古い資料しかいただいでいないので、これ定かでないです。でも、この古い資料しかいただけないので古い資料でやりますと、各課、財務課とか水道課とか、ほかのやつが請負業者が全然違うんですよね、電算システムに関して。そうすると、例えばその今環境保全課なんですけれども、そこで情報をとろうと思ってもとれないシステムになっているんじゃないですか。私はあまりわかりませんけれども。その辺はどうなんですか。今電算システムについて委託契約していますけれども、総務課ですか、この各課でその情報を共有できるようなシステムになっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 1 番議員、休憩に入りたいと思いますので。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより 1 1 時 2 0 分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 0 2 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 2 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 議案第 6 6 号に対する質疑の途中であります、休議前に引き続き質疑を続行いたします。

1 番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず、情報のやりとりといいますか、そういうふうなことをスムーズにやってきたかということでしたが、去年はこの 3 月 1 日 2 時 4 6 分以降、あのころは毎日 3 回やっていましたね。これは災害対策本部です。これは各課長あるいは警察、消防、あるいはボランティア等も入っていただいて、そしてこの情報の共有あるいは調査をやっておりました。朝は最初は 6 時ごろから、それからお昼、夕方は 4 時、5 時ごろ、毎回、3 回ぐらいやっていましたね。ずっとそれをやってきたわけです。さっき放送が 1 回しかやっていないということですが、それもできるだけやってきたつもりであります。それを会議をすると同時に、そして各課から全体の会議に持ち上げていくということをやってきたのであります。今後とも、この頻度は減りましたけれども、同じ気持ちでやっていきたいというふうに、今でも毎月初めには対策本部をやっているということです。もう一つは、情報の共有として電算がうまくまとまれるのかという話でしたが、電算はいろいろ各法、住民基本台帳法とか、あるいは財務とか、あるいは個別の特別会計上のものがありますので、全部そこに持ってくるにすれば、各担当 1 人ずつ張りつかなければなりませんね。また、もう一つ、それが乗り入れできるということになりますと、それが一番いいわけですがけれども、今はやっぱりセキュリティーの問題とか何かでガードがかかっているところもあります。しかし、ご要望と聞いていますか、おただしの点は、よりみんなが共有して判断を早くしていく、どう対応していくかというふうにするべきだということを思いますので、その点の改良の努力はしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、村長から周りのほうの情報は生き物で日々変わっておると前段で言われましたが、今毎月やっているという話だと、月1回では、最初に村長が言われていることと、今あとで質問された月1回という話だと、これでは難しい。もうちょっと頻度を上げて、共有するのであればもうちょっと頻度を高めてやっていただきたいな。本当に放射能、これからずっと続くと思います。今一番何をしなきゃならない、一番大切な時期でありますので、放射能課という、何でしたっけ、放射能対策課というものをつくられてそれに前向きでいるという、村側も前向きにそこに取り組むという姿勢はうかがえます。ですが、共有の部分で言えば、もうちょっと頻度を高めて共有していただけないと、上田議員が指摘したように、うまく回らないんじゃないかなと思っております。

あと、その電算システムなんですけれども、放射能だけに関する情報をやりとりできる、その関係するやつですね、そのワンストップという部分で思ったのは、農政課へ行ってこの資料を集めてください、建設課へ行ってとってください、村民の方がいらっしゃる時に、非常に特に高齢の方がいらっしゃる、あっちに行ってこっちに行ってというのは非常に難しいんです。それと、農政課と建設課はなかなか上に上がって、あの窓というか戸を開けるといふ勇氣、私もいまだに建設課に行くとか何か戸を開けづらい雰囲気があるんですよ。何か入っていくとなかなかという、そういうのがありますので、いまだにありますので、一般の村民の方はなかなか2階に上がってという、その分も考えていただけないかなと思っております。そのシステムもよりよく、村民にわかりやすく使いやすい状態にしていきたいなど。それと、前言ったのは広報活動がなされていない。まず、こちらで一生懸命やっているというのは理解、私は来ていますからある程度理解できています。ですが、村民の方には今、村がどういふことで動いているというのがわからないんですよ。ですから、その辺も村民の方々にもそういう情報を、新しい情報を流せるシステム、またはもう一つは吸い上げるシステムです。村民が今放射能に対して、この原発問題に対して、災害に対して何を村側に要求しているのか、何が不安なのか、それを吸い上げていただかないと、実際対策を打っていても村民等のやってほしいやつとずれる可能性があります。ですから、村民の声ももっと細かく拾い上げるシステムというか、拾い上げる努力をしていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃるところはごもっともで、そのとおりにやっていかなければなりません、私たちは、仕事として。1つは電算のこともう少しワンストップと申しますか、おいでになる方にご不便をかけないようにと、そういったことをまず最初にお会いした者が、職員がそれを代行できる部分という気持ちがあれば前に行くのかなというふうな気がします。もう一つは、2階に靴をぬいで上がっていくのはなかなか容易でないという雰囲気もありますので、こういったものについても、本来庁舎のあり方もあるんですけれども、そういったことも考えて長期的展望に立ってやって

いきたいと思っています。さらに広報広聴の部分については、おっしゃるとおりです。一番行政の根幹になりますので、従来やっているものにさらに追加するもの、あるいはやり方の改善等についてはよくやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） それで私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

1 4 番後藤功君。

○1 4 番（後藤 功君） 1 4 番。議案第 6 6 号について質疑します。まず、課の新たに設置、設置じゃないな、これ。名前を変えたいと。要するに今度、財政を企画調整課に移すということなんですが、何ゆえに、その理由、何か支障があるんですか。今まで従来の総務課の中でそれを切り離すということは。企画調整課が暇だからそっこのほうに、単純に考えるとね、持っていくのかとか。単純ですよ、その理由が明らかにされないから。その辺、ただ単にそれであっても、それはそれなりの理由があるわね、確かに。ただ、業務上、その支障がどういう、要するにそのことによって仕事がより合理的に成功できて処理できるんだと、その辺の理由をお尋ねします。どういうことなのか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 後藤議員のご質疑にお答え申し上げます。

企画調整課は村の行政の全体の計画を立てておりますので、そこと財政のほうを連動させて、より効率的な計画、財政執行を進めるような形で、財政とそれから計画部門の企画部門、それを一緒にするため今回改正、上程しているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 1 4 番後藤功君。

○1 4 番（後藤 功君） 総務課長が単なる仕事が楽になるからとか、確かに違うわな、これ。失礼ながら。もっと違うんだと言うかもしれないけれども。これ企画調整課長も先ごろ私も研修したとき同行して、和気あいあいといろんな意見交換した中で傷つけるのもなだけけれども、要するに仕事がね、企画調整課というのは村のいろんなプロジェクト、これ企業誘致あるいはいろんなことをやる部署でしょう、調整する。そう言えば、そういうことの仕事があまりにも近年目立った何かあれないんですよね。いや、そんなことないと言われるかもしれないけれども、そういう意味で、じゃここで財政を移してやってもらうんだと、私はそんな程度かなと単純に思っていたんですよ。もう少し欲を言えば、だからこれは深く考えればね、これは村の根幹、その事業の本当にいろんなこれからの村を発展させるための非常に重要な部署なんです。それを今まで、やっぱりそういうテーマも何も村長与えたか何だか知らないけれども、目立ったそういう動きが我々には感じなかったと。その財政をそこに移すというけれども、その辺のどういうメリットがあるのか。また、総務課自体がそれを移した場合、全体の役場の行政機構の元締めというか、そういう観点から、また、それによって身が軽くなってより合理的な仕事ができるんだという、そういう説明があるならしてく

ださい。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答え申し上げます。

今回、財政部門を企画調整課に移すといえますのは、先ほども申し上げましたが、計画とそれから予算、それらを一致させていこうということで、収入自体は今固定資産税、企業の税金にしても縮小傾向にありますので、厳しい財政運営が迫られているところで、計画に関しましても予算をすべてつけるわけにはいきませんので、選別して重点化の方向で計画と予算を一致させていかなければなりませんので、その点がこれからの行政運営のメリットとして挙げられるかと思えます。それから、総務課の業務が少なくなるのではないかというご質疑でございましたが、企画調整課のほうからは広報広聴部門、それから住民生活課から防災関係がまいります。業務的にはあまり変わりはないかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） いろいろ説明を受ければ、それなりになるほどということもあるけれども、要はね、要するに単なる名称を変えたりこれを入れかえたぐらいのね、我々はいかにこの行政機構が効率よく、住民のニーズに即対応できるようなそういう行政をしてもらいたい。そこに不合理な点があれば、それは課の名称をあるいは入れかえても、そういうことは確かにこれは拒むものではありませんね。そういう私どもの意を酌んでこれからの行政運営をきちっとやってもらえば、それはそれでよしとするほかないでしょうね。それから、除染の課ということなんですが、先ほどからいろいろお聞きしておりますが、これなども要はいかにそういう効率的な除染ができるかということなんですよ。それで、私はその除染、放射能の対策についてより効果を上げるためには、人員を増やすとか、減るということはないでしょうけれども、どのぐらい、これは結果的にその仕事を処理していくんだから、どのぐらいの人数に今度は増やしていくのかと、その辺を具体的にお示し願いたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

各課の業務をもう一度詳細に検討しまして、人員の配分といえますか、業務量を審査した上で人数を、減ることはありません、増やしていきたいと思えますが、今現在二、三名程度を考えておりますが、ほかとの調整でちょっと人数の確定はまだしてありません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま二、三名だと。私は二、三名ぐらいではね、これから増大する仕事は恐らく対応できないんじゃないかと。現場を預かる課長も何かもう、前に私にも、いや、仕事が大変増えた。それで、この間、農政課のほうから1人来てもらったんだという話も聞いています。だから、その中身の問題ですね。先ほどから言われているように、そういう見かけだけの課の名称変更とかいじくり回すという

か、そういうことではないんでしょうけれども、それであってはだめだということ。実質的にどういう、要するに住民のニーズにどれだけ行政がこたえられるかということなんです。それで、先ほどから言われているように、縦割りの行政じゃなくて、上田議員言われましたが、ワンストップでそこできちっとやっていったらどうなのかと。これ村だけじゃないんですね。役所の行政機構が、今この国もそうですね。この原発、それから東日本大震災で東北地方みんなこれ、これが最大のネックになっていると。どういうことかという、国の縦割り行政でこれは経済産業省、これは財務省が言うことを聞かない、文科省がだめなんだと年中言っているでしょう、これ。そういうことで、じゃ復興庁をつくらうと。復興庁をつくった方がいいが、でもあくまでも指令は東京で出していると。だから実際、県に移したらどうだと。ようやくそれで県に移してもまだまだ問題があるわけでしょう。そういうことなんです、要はね。

この西郷村の行政においても、ただ除染課で一本、見かけね、これで対応しているんだと言うけれども、実際は縦割り行政じゃないかと。先ほど言われたように、これは農政課に行ってくれ、これは学校教育課の仕事だと。そうすると、実質的に実際は何ら変わらないんですね。その辺を村長はそういう提言に対しても、いや、今までどおりやっていくんだと。これでは何のための機構改革なんだということなんです。要はそこに変えるなら変えるだけの経済合理性、あるいは役所のこれだけ煩雑な仕事が簡便になって、より住民の皆さんにわかりやすい行政、それによって効果があるんですよというそういう説得力あることが示されていない。単なる機構改革、要するにいじくただけだと、極端に言えばね。そうではないと言われるかもしれないけれども、この示されたことは何ら、従来のそういう役所の手法を踏襲しているだけかわり映えしないなど、これが我々の1つの感想ですね。ですから縦割り、そういうものをやはり取り払ってね、なかなかこれ全部が全部一遍に変えるということは難しいでしょう、確かに。人員の問題、それからいろいろね。しかしながら、そこに責任者をきちっと置いて、その1人のトップがすべてこの放射能の問題についてはそこでもう用が済むんだと、そういうことをやるのが私は1つの改革であって、そういう伴わないものであったらあえていじくる必要はないと、こう思うんですが、その辺どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。（不規則発言あり）

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

ワンストップの問題、以前から言われておりますが、スペース等の問題もございまして進んでいない状態でございますが、どこかから変えていかなければならないということで、組織に関しましては今後5年程度をめどに、より効率的な住民サービスができる方向に向けるために組織の改編を行っていくとする計画でございます。それで、各課の縦割りの的なものでございますが、それは今後十分検討いたしまして、また組織改革という形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、総務課長ね、なかなか踏み込んだ、そうやっていくんだと。

まさにそういうね、やはり最初にこれは一般質問でも申し上げたように、人間はやっぱり考え方ですからね。それをきちっと整えないと行動に移せない。だから、そういうことで評価はしますが、5年先だなんてそんな悠長なことは言わないで、もういいことはどんどんやって行ってほしいんですよ。それで、これでまずかったなんていったら、またその時点で修正なり考えればいいですよ。それを村長みたく、いや、どうかな、こうだかなって何にも踏み出せないって、それが一番困るわけですよ。ですから、私は何もそれ完璧なものというのは最初からないですから、そこに問題があれば修正を加えて修正、またもとに戻したり、その時々自治の住民のニーズあるいは予算、いろんな世の中はもうこれ切りかわっていますから、絶対なんていうのはあり得ませんよ。そこで、やっぱり変わるということをね、常にそういうことをアンテナ、もうどこにニーズがあるんだと。そして、そこでよりよい行政をするのはどう考えるとか、そういうことを常に酌み上げていかないとやはりきちっとした行政はできないと、そういうことで指摘しておきます。

以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番。ここに提案されました議案第66号に対しての質疑をいたしますが。多分この課を設置するには、もう一本化された課ができるんであろうというように理解をしておったわけですが、何か説明を今ずっとこう聞いてみると、各個ばらばらな形の中での課設置であるということですので、何かそこに大きなやっぱり不満を感じているところでございます。これは例えば村長、だめだ村長、眠ってたんでは。（不規則発言あり）村長知っていると思うんでございますが、あの猪苗代湖の水は田んぼに使うんだからこれは農林省管轄だ、電気を起こすのに使うんだからこれは通産省管轄だ、あるいは水道に使うからこれは労働厚生だとかって、こんなばらばらな形の中でのあの猪苗代湖の水というのは水利権なんですよ。それと同じような状態です、今この放射線の線量というものは学者によっては100年も続くんだと、200年も続くんだということを言っている学者もあるわけですよ。そうしたならば、今ここでもってこの課を設置しようとするならば、100年先、200年先に合わせたようなやっぱり課が設置できなくてはならないんですよ。それを何かこう放射線による健康診断だったら健康推進課だとか、あるいは補助金関係だったら総務課だとか、やっぱりばらばらなような状態でこの課を設置して運営するというようなことは、これはつくってもその意味はなさないと思うんですよ。やはりつくったならばつくったように、その機能も一本化していかなくちゃならないという形の中で設置するべきではないかと思うんですが、村長、いかがですか、これ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 縦割りのこと、あるいはワンストップ、いろいろなことを言われましたですね。1つのこの全体、放射能全体を管理統括できるセクションといったも

のはどうなのかと。いろいろありますね、本部とか、あるいはもっと人数を増やして、あるいは人員を増やして組織を拡大して、ありました。いろいろお話はそのとおりよくわかります。それも考えました。それで、今の西郷村の組織にどうこれを組み合わせせていくかといった場合には、やはりこの放射能はあまねく各課全般に及んでおります。集めるとすれば全部集める会議になります。今、月といたしますか、全体会議をもうちょっと頻繁にという話がありました。もちろん全体会議ということと、この日常の各担当が打ち合わせすることもいつも動いているという認識であります。やっぱり1つの課として全部を束ねるといったのは巨大になってしまう。よって、今の各セクションのもとに放射能の対応についての部分を受け持つ部分と、それから仮置き場がいよいよ姿をあらわしてきます。よって、これに関するものが非常に増大してくるのが今、各集落の説明をやりながらわかってきております。1戸1戸の同意のとり方、あるいは庭木、あるいは戻す場合の措置、あるいは設計の内容、あるいは今言われております個人的な除染に対する対応とか、結局、具体の部分が多岐にわたるようになってまいりましたので、そういった部分と今の各セクションの連動する部分、共通のこの情報、こういったものを絡めてそして動かしていこうというのが今の考えであります。もちろん議員言われているとおり、ワンストップで住民になるべく早く情報が伝わって、そして要望がすぐ遂げられるようなそういったふうにやっていくというのも当然の考えでありますので、今の段階でその規模の大きさと、それから今回集中する部分と両方にらみ合わせてやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どうも村長の言っていることは、こっちが悪いんだか何だかわからないんだけど、全然理解できないんですよ。今私が言っていることはね、きちんとされている課、今みんなほとんどはきちんとされている課だと思えます。ただ、例えば1つの例を挙げればですね、税務課はすべての税金関係をまとめているでしょう。これはいいんです。それと同じようにですね、これはあの農林関係の税金だからこれは農政課であるとか、あるいはこれは健康保険の課だから住民課だとか、そういうふうなばらばらの状態ではだめなんですよ、これは。やっぱり税務課では固定資産税からすべてのやっぱり税金に関することは一本化しているでしょう。なぜこういうふうにできないのかということをお聞きしているんですよ。それを今度はここに新たな課をつくるということならば、当然この放射能は100年も200年も続くと言われていたから、これはとても放射線課とか何とかということでもう一本化しちゃって、すべてのものがそこで処理されるというような形の中では決して合理的ではないと思えます。それをですね、ここですべてこれから子どもたちの健康問題や何か出てくると思えますよ。それがその課で扱われないで、これは健康推進課に行きなさいとか、これは住民課に行きなさいとかというようなことでは、これはつくってもその意味をなさないんですよ。それだから、これは当然そのことに対しては、議会に反対するな、賛成しろと言ったって、これは賛成しろというほうが無

理じゃないですか。

それだから、今までもそうなんですよ。村長のやることはですね、議会の賛同を得られるような議案を出して、賛同されないからこれは議会が悪いんだと言うんだったらいいけれどもね、議会が反対しなくてはならないような議案を出して、議会が反対したから悪いんだって言うことは全くそれと同じなんです。例えばそうでしょう。この1つの例を挙げれば、あの3・11の大震災によっては、ずっと場所を見ればお墓などはべたべたみんな倒されちゃって、うちのほうのお墓なんて1本も建っていないくみんな倒されちゃったんですよ。それが場所によっては1本も倒れない場所もあるでしょう。それがですね、うちのほうのお墓なんてもうようやく、3・11で倒されたお墓もようやくみんな努力して修復したんですよ。大体形になってきたんですよ。ところが、1週間ぐらい前、村長知ってますか、あの地震があったの。わからなかったんですよ。あの地震でもってまた、せっかく直した石がみんなそっち向き、こっち向きに場所によってはなっているんですよ。それだから、一度やられたところはもう二度、三度、またやられるということを知覚しなくてはならないんです。それが証拠に、あのプールもあの山につくると言ったんでしょう。（不規則発言あり）その山につくれば、またこれ動かされて、どうです、あのときにこれはそこにつくっていいですよというお答えを出しておったとしたら、今あのプールができたんじゃないですか。ところが、1週間ぐらい前の地震でそれが崩されたということになったらどうなります、これ。うちでも石塔が倒れたやつをみっともないからようやく、借金しても直したということになるか、ようやく直したんですよ。それが1週間ぐらい前のあの地震でもって行ってみたら、ひっくり返りはしなかったけれども、石塔の向きがそっち向き、こっち向きしちゃっているというようなそういう状態なんです。じゃ、そういったことがあってはならないから、議会はもう最大限に努力をして、村長が出す議案には賛成しよう、賛成しようということで努力しているんですよ、これ皆さんはみんな。

（不規則発言あり）それを村長は反対しなくてはならないような議案を出すから、これ反対になっちゃうんです。じゃ、この課だって、この課をつくってすべて放射線による仕事は全部ここでやるんだというようなものを、きちんとしたものを出せば、この議案はこんなに長引いてはいないですよ。（不規則発言あり）それをそっちもこっちもというようなことをやるから、こういうことになるんです。

それだから、よほど村長、議案を出すという場合にはもう一にも二にもですね、村長のお父さんは村長をやってました。佐藤帰一という人で、そんな村長知っているかわからないけれども。その佐藤帰一という村長は、そういうことがあるからあの人はよく村民から言われたんじゃないですか。佐藤帰一村長は、1つのものやるのに石橋をたたいてみて、人を渡らせてみて、それで異常ないということでやるんだということ、これ村民からのもっぱらの評判だったんですよ。こんな軽々しい議案ではないですよ。それだから文句言っているんですよ。だから、できることならばここに、学者は100年も200年もこれ続くと言うんだから、ここに放射線は放射線で一本化しちゃって、そして放射線による賠償問題は賠償問題で、その課に行け

ば話がわかるんだという、こういう制度をなんでつukれないのかということ私を聞きたいんです。それ答弁してください。これじゃ、質問続きますからお昼になっちゃう。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よくわかっているつもりです、私も、言っていることは。みんな正しいです。やっぱりそれをどう今の役場の組織の中で具体化していくかということなんです。よく今言われたとおりやったらとすれば、やっぱり、では今税の話されましたね。税はすべての項目を持っていますけれども、今回は減免とか、あるいは特殊な事情の課が出てきます、これは税だけで。その分を集めたにしたって、その中に1人のセクションとして人数が固定されます。では、それは1人で何役できるのかということまで含まれますと、やっぱり情報はそう簡単には全体、税務課のものをその部分に共有できるというのは、相当なやっぱり能力ということが必要です。よってということで、やっぱりこの放射能は全般で受けるしかない。まず1つ。これは税のことであるとするならば、やっぱり国税当局からこれは減免とか、あるいはその補填の問題とかいろいろ出てきます。これがということをやった場合に、では除染の中にそれを全部、除染といいますか放射能対策ですね、全般の中に置いた場合に、では今度通常の業務とのバランスが出てきます。いろいろ考えますと、やっぱり今の部分はそういう情報の共有をしながら、かつ一元化に努力しながら、そしてこの到来する巨大な仕事、これに立ち向かうセクションを増強する、こういったことに対応する。当然先ほど申し上げましたとおり、将来どうすべきかということも頭に置いて前進させるしかないというふうに思っておりますので、ご意見よくわかっているつもりでおりますので、そういった方向で努力しますのでひとつよろしくご理解をお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第66号に対する質疑を続行します。

ほかに質疑。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。議案第66号に質疑いたします。この放射能対策課ですね。これは私も以前から、もうこの原発問題が起きてからずっとこの対策室をつくれと、もう一本化しろということを書いてきました。それで出てきたのが今年4月から環境保全課ということで出てきたんですけども、私、時間がないので簡単に質疑したいと思うんですけども、先ほど午前中に後藤議員から出ていました体制ですね、何人体制でやるんだということで、総務課長のほうから二、三名ぐらい予定しているということですけども、この除染対策はもうこれからすごいペースで来春から始まる

と思うんですよね。そういった意味でも、計画も当然できていると、もう2年ですべて住宅は終わらせちゃうということで、もうこれは先ほど村長も少しお話の中にありましたけれども、家を1件1件計画を立てて設計をしてやるというようになると、この体制ではとても間に合わないんじゃないかと私は思うんですけれども、先ほども申しましたけれども計画が立っていると思うので、その辺、課長の考えもちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） 4番藤田議員のご質疑にお答え申し上げます。

人員のことについては、私どうこう言える立場ではないんですが、その辺は私なりに今までの計画と実績といろんな福島市、伊達市、二本松市の情報を得ておりますので、今後6,900世帯をやるわけですから、そこにプラス事業所関係も出てきますので、どういった人員を配置したらいいかは私どもの課のほうで今現在議論しております。そういったものを踏まえて執行部のほうに要求をしておりますが、何人配置されるかはまだ私のほうからは言えませんので、その辺は十分に要望を聞いていただけるようにしたいと思っていますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 2年間で6,900世帯をやる。まして仮置き場が何か所かできますよね、北部なり南部なり、高助もですか、そういった感じだと一気にこれ始まりますよね。1日1か所とか2か所だったら当然済むんでしょうけれども、そういった意味では相当な人数が必要なのかと私は思いますので、その辺の要望も総務課のほうでも、ちゃんとある程度頭に入れておいていただきたいと思うんですけれども。それと、ちょっと忘れちゃったけれども、昨年、東電の幹部の方を議会で呼びましたよね。呼んでいろいろ質疑した中で、ぜひ私も西郷村に来てお手伝いをしたいと、そういったような東電の幹部のほうからお話があったと記憶しておりますけれども、現在、東電の社員を福島に4,000名ほど派遣して対応に当たるということを聞いていますので、ぜひこれ除染の関係でも東電の社員を西郷村に張りつけて要請すべきだと思うんですけれども、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

現在、東電のそういった支援体制もできておりますので、そういったものも含めてどうなるのか、今後また皆様に、特別委員会もございますので、特別委員会の中で来年度、新年度の予算までにはそういった体制ができるように、どういった方法で除染をできるのか今後住民の要望、今までは仮置き場ができないということで、逃げていたわけじゃないんですけれども遅れているということで、今後はもう仮置き場が設置されとなれば、当然住民のニーズは早く除染をしてくれということになりますので、村がそういった体制をしっかりとっていかないと除染は進みませんので、そういったものを含めて今後検討して執行部のほうに要望してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれにしても、原因をつくったのは東電なんですからね。やっぱりこれは強く要望して、西郷村にでも何にでもいいから配置させるような、そういった要望を村側としてもう上げていかないといけないのかなと私は思うので、そういった面も含めて今後の除染活動に当たっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「西郷村課設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第67号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第67号「西郷村ブランド・イメージ回復基金条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第4、議案第68号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号「西郷村屋内遊び場設置条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第5、議案第69号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「西郷村社会体育、レクリエーション施設条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第6、議案第70号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第7、議案第71号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) 12番。議案第71号について1点のみ質疑をしたいと思えます。今回提出をいただいた補正予算書の3ページの中の予算の中の部分なんですけれども、第20款で繰越金としまして1億3,800何がしかのお金が計上されているんですけれども、この繰越金の内容についてまずお示しをしていただきたいと思います。

す。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 上田議員のご質疑に対してお答え申し上げます。

歳入の繰越金でございますが、これは前年度からの繰越金を今回財源として計上したということでございます。6月、当然、繰越金確定しているわけでございますが、その一部を9月補正で財源に充てまして、今回さらにこの金額を財源として充てたものでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま総務課長がおっしゃられたように、通常ですと村の会計というのは5月末をもって出納閉鎖をするわけですよね。そうすると、通常であれば6月にすべて繰越金の処理というのは終わるはずですよね。それがなぜ6月、9月、そしてこの12月、3回も出てくるのかその理由が私わかりません。この場で今年の3月に繰越明許の話でいろいろ申し上げました。事故繰越の話もしました。そういった中で、なぜこういったことが起きるのか、その部分をまずご説明、もう一度していただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

各自治体によりましてやり方と申しますか、予算の執行の仕方はございますが、明確な規定はございませんでして、若干各自治体によってやり方が違っております。それで、本村におきまして6月、9月、12月ということで、おっしゃるとおり繰越金を財源として充てたわけでございますが、本来であれば6月に全額上げるのが一番わかりやすい財源の示し方かと思っておりますが、今回税収の関係とかそういう形で他の財源を6月、9月等で補正に充てておりまして、今回財源としてこの金額を繰越金の中から充てたやり方をしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。非常に今の答弁を聞いていると厳しい答弁をされていると思うんですよ。私も勉強不足なものですから、この財務規程等々をまだ十分勉強していない部分があります。自治体によってやり方がいろいろありますというご答弁でしたけれども、今回はここで終わりにしたいと思っております。この内容を再度確認をして、次の議会のあたりで一般質問でやりたいと思っておりますので、恐らくここから話は一般質問の内容に入ってしまう部分もあるのかなと思っておりますので、質疑を逸脱してはまずいものですから、とりあえず今日はここで終わります。ただ、予告はしておきます。3月の定例会で一般質問で取り上げをしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。質疑をいたします。

質疑と申しましても、実は今議会の開会日に入札の結果報告書というものが各議員に配られております。この中で生涯学習課長のほうにちょっとお伺いしたいと思っておりますが、村の村単事業で890万円で平成24年度施工西郷村民プール解体工事と

いうことになって、この11月27日以降、入札を行って村内の業者が落札をいたしております。この予算はどのような形で予算計上されておったのか、私ちょっと勉強不足でわからなかったものですから、ちょっとお伺いをしたいなと思います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） 15番佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

こちらの村民プールの解体工事費でございますが、こちらにつきましては、前回の9月定例議会ですか、そちらの補正予算で約4億5,000万円ほどの工事費を減額させていただきました。その中にこちらの解体費用につきましては、それを除いた金額を落としましたので、この解体費はその9月の補正のときにその予算でやらせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今のお話ですと、村民プールのいわゆる工事が村長のほうでできなくなって、1億6,900万円ですか、あのときたしか、あのころの学校施設環境整備交付金ですかね、お返ししたと。また、起債、村債ですかね、関係すべて含めてお返し、減額したと私は思っていたんですね。実は私、不可思議に思うのは、当初この学校環境整備交付金の中にこの解体工事費というのは含まれていたんですね。ところが、今お話によりますと、その解体工事費も含めた国の交付金を返上したという中で、議会には改めてその解体工事費についての予算の計上をこの予算説明で説明されたことありますか。ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

この解体費につきましては、解体するという説明ですか、そちらにつきましては、その説明する機会といたしますか、正式に解体をいたしますということは説明はしなかったと思います。ただ、ちょっと記憶があれなんですけど、委員会か全員協議会の中でそういったプールの建設を断念したときには、その解体ですか、更地にして駐車場なりそういったものにしか多分使えないだろうということで、お話はさせていただいたつもりでおりますが、ちょっといつというのは時期がわかりませんので申しわけありません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局私が申し上げたいのは、村民プールの建設予算はすべて減額したと私は認識していたんです。だから、当然解体工事費についてはその交付金の中に含まれていたと。ただ、その解体工事費も含めて返還しちゃったんですね、今回。それで金もないと、お金ないわけで、そうすると具体的に解体工事というものの予算を新たに計上をして、新たにですよ、計上をして議会においてその説明をして、議会からその解体の予算、例えば1,000万円とか幾らかわかりませんが、計上してこれを議決をもらうという形であればわかりやすいんですが、何かどさくさに紛れて全くわからない中で、じゃそのお金がこれ村単ですから一般財源ですよ。すると、その減額した内訳というのが明確になっていない、わからないですね、私ら。まあ村民

プールそのものも、全部議会に対して説明責任を果たさないで本当に一方的にやってきたと、また、今回の解体も一方的にやってきている、そう思うんですね。この予算というのは、具体的に9月の予算書の中にどのような形の中で示されておりますか。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

9月の定例議会の中で、補正予算の体育施設費の工事費の中でその解体費用、解体費は約1,000万円ほどでございますが、そちらを除いた分を減額させていただいたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということは、一般会計から1,000万円だけ残しておいて減額したと。その1,000万円減額したときに、議会への説明はしましたか。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

9月議会のときには予算を計上させていただきまして、その分を減額しまして建設費ですか、そちらのほうを減額いたしまして、解体費用だけ残しますというふうな説明は具体的にはしておりません。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本来であれば、やはり村民プールを断念したと。それで、解体費用も含めて交付金も返還しましたということで、それは減額は減額でしておいて、新たにこれをね、どさくさ紛れで計上するんじゃないかと、引き継ぐんじゃないかと、新たに一般会計からその解体費用として計上をし直しして、議会の理解をもらうというのが私は筋じゃないかと思うんですよね。私はだから、今正直言ってこれを見てびっくりして、解体費用を、おれいつ議会で賛成したのかなということでもちょっと迷ったんですね。その辺についてどうですか。このやり方として間違いなかったですか。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

一連のプールの建設計画の流れからしまして、工事費等を減額したわけですから、あとは早急につくるということがなかなかできないという状況なものですから、当然その解体をしますということの説明は必要かと思っておりますので、大変申しわけありませんでした。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局ね、解体費用ではなくて、いろいろな備品とかそういう施設整備費、そのやつを1,000万円残しておいて、それを解体費に充てたということなんですよね。そうですね。私そう思うんです。それはやっぱりどっちかというところ、私はルール違反だと思うんです。それはそれとして一度お返しをしておいて、それで解体費は解体費としてきちんと説明責任を果たすというのが、私は筋だと思うんです。これははっきり言えば流用ですよね。ある意味、流用だと思うんですが、違いますか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

今、課長から説明していただきましたが、議員おっしゃるように、わかりやすい、そういうことができればよかったと思っています。ただ、あのときにプールがつかれないということでありまして、あの場所にとり安全性のことを含めてありましたので、結果的にはあのままでということにならないということで、そういうような措置をさせていただいたことをごさしました。課長申し上げましたように、まことに申しわけなく思っています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 先ほど室井議員が言われたように、賛成したくても賛成しにくくなっちゃうような出し方をやってくるんですね。だから、我々が別に反対したくて反対しているわけではなくて、やっぱり正常な議会運営を私も望んでおります。私もこれ以上ね、このやつをもう1回取り下げるとかどうこう言いません、これは必要なんですから。これ本当にね、またやるとまた風評被害になると困りますから、解体工事、議会が反対したからできないんだなんてまたね、本当に言われますから、本当にひどいんです、議員は。まじめな議会活動をしようと思うと、村民からそういうふうに言われちゃうんですね。黙って何もしゃべらないでいたほうが村民からいい議員だと言われる、票がとれる、おかしな、私は疑問を持っていますけれども、そういう風潮がありますね。私は予算は予算として反対はしないから、やっぱりきちんとそのように整備、村民プールをつくる経費としては一切もう減額したと。それで新たに、あのままに放置できないから、村民プール解体工事費として1,000万円を計上しましたということをごさしてもらえれば、別に反対はしないと思うんです。みんな理解できると思うんです。

それともう1つ、1点、ちょっとこれいやらしい質疑になっちゃうんですが、同じくこの予算執行において、担当課はちょっと、環境保全課になりますかね。失礼しました、これは学校教育課ですね。学校教育課のほうで、これ同じくやっぱり11月27日に入札をしておりますが、これは平成24年度施工西郷村学校給食センター給食配送車購入となっているんですね。これ西郷村教育委員会で入札をやられたようで、入札参加者が福島日野自動車株式会社、福島いすゞ自動車株式会社白河営業所、そしてどういふことかわからないですが、あと有限会社本多自動車工場、村長の新年会的时候会に必ず謡曲ですか、やられる、また尺八やられる方ですよ。この会社1社だけが指名されて、この有限会社本多自動車工場が1,223万3,232円で落札しているんですね。この入札執行については、担当課長、これ問題ないんですか、こういう方法としては。また、どうしてこれ、このような指名3社になったんですか。経緯をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

3社の指名でございますが、特殊な車両でございます、配送業務のトラックと

いうことで特殊でございます。そのような関係から随契というわけにいきません。当然、指名参加願を出されている業者から3社を指名しまして、今回の入札にしたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） じゃ、ちょっとお伺いいたしますが、そうすると、これ日野自動車という白河工場ですね、白河ですよ、営業所ですね。（不規則発言あり）白河営業所ですね。そうしますと、この入札に参加でき得る業者というのは、この3社以外にはなかったんでしょうか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） ただいまの質疑にお答えいたします。

今回に関しましては、3社しかこちらのほうでは調べてございませんでした。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということは、調べればまだほかにも業者がいたかもしれないということはありますか。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） 入札の申し込み、ちょっとすべて確認しませんでしたので、今回このような形になりました。（不規則発言あり）ええ、すべて確認しませんでしたので、今回このような形になりました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まことに申しわけないですが、これが参加できる業者がこのほかにももしあるのであれば、すぐ調べてご報告していただきたいと思います。調べて報告してください。

○議長（鈴木宏始君） 今。

○15番（佐藤富男君） そうです。もちろん今でないと議会終わっちゃいますから、調べてください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後1時35分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時44分）

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） 大変貴重な時間、申しわけございませんでした。

それでは、先ほど佐藤議員から質疑のありました入札の指名参加願の中の回答を申し上げます。自動車部門でございますが、三菱ふそうトラック・バス株式会社白河支店がほかに1社ございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうすると、ちょっとまず2点ほどお伺いしますが、購入された車種は何であったのかということと、あと村内に米に小針自工さんとか後原には須藤自工さんとか、あと大平に行くと南自動車とかありますが、こういう会社はこの本多さんと比べると指名には入れない業者なんでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時46分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時51分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時15分まで休憩します。

（午後1時51分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時15分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第71号に対する質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） たびたび貴重な時間を費やして申しわけございません。それでは、先ほどの質疑に対します答弁をさせていただきます。

はじめに、車の車種ということでしたが、今回給食センターの配送車の指名入札に際しましては、車種ということ指定して入札はしてございません。給食の配送に要します仕様書を作成いたしまして、それに基づきまして入札をしたところがございます。それから、指名の業者ですが、管内の業者が業種別に指名参加願が出されているところが4社ございます。1社が株式会社須藤自工、有限会社本多自動車工場、福島トヨタ自動車株式会社、そのほかは管内の業者として指名願は出されておられません。それから県内の業者であります。失礼しました。ただいまの管内ですが、もう1社、福島いすゞ自動車株式会社白河営業所がございます。それから、県内業者でございますが、福島日野自動車株式会社の1社でございます。（不規則発言あり）車種でございますが、最終的に契約の段階では日野中型ドライバン、日野レンジャーになりました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、購入された車は、メーカーは日野ですね。日野のレンジャーとかという車ですね。それで、参加資格者というんですかね、須藤さん、本多さん、トヨタ、福島いすゞ、それから日野ですか、それから三菱ふそう株式会社で6社ですね。総計6社あったんだけど、今回3社だけに絞ってやられて、指名に入ったメーカーである福島日野自動車は結局落札できなくて、有限会社本多自動車工場が

日野のメーカーの車を落札したということですよ。非常にちょっと不可思議な、メーカーよりも安いということなんですね。非常に不可思議ですね。それと、指名もこれだけあるのにかかわらず、地元は本多さんだけだったということで、非常にこれ不透明感を感じます。ちなみに、この車の予定価格というか、定価というのは幾らだったんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） 質疑にお答えいたします。

予定価格でございますが、1,450万2,600円でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは何を基準にしてというか、何の車を基準に設計単価を決められたんですか。メーカーによっては値段が全部違うと思うんですが。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） 最初からメーカーを指定しませんで、給食の配送業務の仕様書を作成しております。その中で仕様書に基づきまして金額を設定したところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） じゃ、最後になりますが、これ不透明であってもね、今日、私がこれが不正だとか何かということは一切申しません。これは申し上げられませんから。公正に行われたというふうに理解するしかないと思います。それで、これなぜ三菱ふそうさんはその指名に入れなかったのかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（水野由次君） お答えいたします。

学校教育課で以前、スクールバス等の購入等がございました。その際とかに、いろいろ三菱さんにもご相談申し上げましたが、なかなか回答が遅れたり出なかったといういきさつもございましたので、今回の中には指名の中に入れませんでした。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 以上で質疑は終わりますが、やはり疑惑とか、やっぱり不透明感を持たれることのないように、そういった入札関係については、やはりしっかりと公明正大に正しくやっていただきたいなと思います。それから、先ほどの生涯学習課長の答弁の中で、流用の問題じゃないかというお話がありましたけれども、課長答弁も若干答弁がちょっと食い違って、実際と違って答弁したということも、先ほどお互いに課長とお話し合いして理解できましたので、課長から答弁は結構でございます。

以上、質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第71号「平成24年度西郷村一般会計補正予算(第4号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第8、議案第72号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第72号「平成24年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第9、議案第73号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第73号「平成24年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第10、議案第74号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第74号「平成24年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第11、議案第75号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第75号「平成24年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算(第
1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第12、議案第76号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第76号「平成24年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第13、議案第77号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第77号「平成24年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、議案第78号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第78号「平成24年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎報告第8号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、報告第8号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第8号「平成22年度西郷村財政健全化判断比率報告値の修正について」は終わります。

◎報告第9号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第16、報告第9号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第9号「平成23年度西郷村財政健全化判断比率報告値の修正について」は終わります。

◎議案第79号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第1、議案第79号を議題といたします。
議案第79号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第79号「除染対策事業平成24年度施工谷津田地区仮置場進入路改良工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第2、議案第80号を議題といたします。
議案第80号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第80号「除染対策事業平成24年度施工谷津田地区仮置場造成工事(第1工区)請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第2号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第3、諮問第2号に対する質疑を許します。
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
この件について意見のある方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 意見なしと認めます。

おはかりいたします。

諮問第2号については、適任ということでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は適任という意見を付することに決定いたしました。

◎放射能対策特別委員会中間報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第17、放射能対策特別委員会に付託中の件について、委員会の中間報告を求める件を議題とします。

おはかりします。

放射能対策特別委員会の中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、放射能対策特別委員会に付託中の件について、委員会の中間報告を求めることに決定しました。放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長（佐藤富男君） それでは、西郷村議会放射能対策特別委員会委員長から中間の報告を申し上げます。

西郷村議会放射能対策特別委員会の平成24年9月定例会以降の活動報告を申し上げます。11月19日、放射能対策特別委員会を開催いたしました。まず、放射能汚染土壌などの仮置き場の経過報告であります。谷津田地区、川谷地区、長坂地区、鶴生地区、4か所の仮置き場の設置見通しについての状況報告を環境保全課長からご説明を受けました。まず、谷津田地区の仮置き場についてですが、地域住民から11月3日に了承を得ましたので、11月末に工事の入札を行いたい旨の報告を受けました。仮置き場の供用開始時期でございますが、平成25年5月初めを予定しているということでありました。また、地元住民との協議の中に、稗返地区住民から村の水道施設の整備を行ってほしいとの要望があり、村は検討していくということの回答を行ったとの報告も受けました。川谷地区の仮置き場に関しましては、谷津田地区の仮置き場と同様に、11月29日に工事の入札を行うことと一般住宅の除染も進めているとの報告を受けました。鶴生地区の仮置き場に関しましては、仮置き場の所有者の了解を得たとのことでもあります。長坂地区の仮置き場につきましては、総面積28町歩ほどで進入路を確保していきたいということでありました。また、地域住民の説明会をもう一度行っていきたい旨のお話もありました。また、この件に関しまして、下流域であります白河市の住民からも、説明会を開催してほしいとの要望が寄せられ、協議を済ませているとのことでもありました。

仮置き場の説明が終了した後に、委員からさまざまな意見が寄せられ、個人が除染を行った場合の村の取り組みについて、また、中間貯蔵施設の推進の陳情なども行っていくべきとお話もありました。12月7日、放射能対策特別委員会を開催いたしました。主な議題につきましては、一般家庭の除染について、東京電力からの精神的苦痛に対する損害賠償についてでありました。西郷村内の一般家庭の除染については、除染対象戸数が6,900棟余りで平成24年から25年、26年の3か年計画で行っていくことが示されました。これに対し、委員からは、除染戸数が膨大なため、現実的に3か年で除染ができるのかとの疑問や、除染家屋の優先順位について、子どもの多い家庭の除染も優先順位を上げていくべきではないかといった意見も出されました。除染が長期化されるのであれば、個人がみずから除染を行えるシステムを構築し

て、村はこの経費について基金などを創設して対応していくべきではないかとの深刻な意見も多く出されましたが、村は環境省や福島県との協議を進め、前向きに検討するとの回答で終始してしまっております。西郷村方式による基金による除染システムを構築し、一般家庭の除染を早期に進めていかななくてはなりません。村が説明する計画では、現実的に平成26年までに2,600棟余りの除染が完了するとは到底思えません。環境省や福島県などの言い分だけで除染を進めるのではなく、まず第1に西郷村の子どもたちの被ばくを防ぎ、健康を守ることを最優先するなら西郷村の財政出動も仕方がないと思っております。西郷村長は子どもたちの健康を守るという観点から、早期に決断をすべきであろうと思えます。

また、12月5日に、東京電力は精神的苦痛に対する賠償について、生活費の増大に対する経費、避難に要した経費と、この3つの経費の賠償として、大人4万円、子ども8万円の一律賠償を一方的に示して、これが最後であるとの通告もいたしてまいりました。当委員会は、このような東京電力の一方的な賠償案に対し、放射能汚染による身体的影響や自然環境に対する影響はこれからであり、今回の賠償をもって放射能による精神的苦痛に対する一律賠償を終了するとの通告には到底承服できませんので、我々議員に限っては4万円の賠償金の請求を拒否して、この賠償だけでは認めないとの姿勢を強くアピールするとともに、これからも長期にわたって積極的に西郷村民の健康と賠償を求めていくことを確認し、12月10日に西郷村議会で東京電力の一律賠償金を拒否する決議と、政府や福島県に対する意見書の決議を行ったところがあります。今後の活動計画として、平成25年1月中には国の新しい政権が誕生しておりますので、新しい内閣総理大臣をはじめ、関係する諸官庁の大臣、そしてまた福島県知事に対し、西郷村民の思いを強く陳情してまいることになりました。また、西郷村民の皆様が放射能対策特別委員会の活動内容や動きが見えないとお話も承っておりますので、新年早々に放射能対策特別委員会の活動報告書を作成し、全世帯の村民の皆様へ報告書を配布してまいることにも決議されました。今後も、西郷村民の皆様が長期にわたる放射能汚染による恐怖、不安から一日でも早く解放されるよう積極的に活動してまいりますことを報告し、委員長報告といたします。

平成24年12月14日、西郷村放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策特別委員会委員長報告が終わりました。

◎家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第18、家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会委員長、室井清男君。

○家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員長（室井清男君） それでは、ご報告いたします。

平成24年3月14日、平成24年第1回西郷村議会定例会において、西郷観光株

株式会社に対する家族旅行村指定管理業務委託に関する事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の規定に基づき「家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会」を設置し、平成24年9月7日に西郷村議会会議規則第77条の規定に基づき報告書を提出いたしました。

しかし、98条委員会の調査において、詳細な調査が進まない状況となり、地方自治法第100条等に基づく調査権限を付与し、一層の調査の進捗を図ることが西郷村議会の責務として必要不可欠であるとの見解から、平成24年9月19日、平成24年第3回西郷村議会定例会において家族旅行村指定管理業務の調査に関する動議が提出され、「家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会」が賛成多数により設置されたところであります。

ご承知のとおり地方自治法の規定により、100条調査権は国会の国政調査権と同様の権能を有するもので、必要によって関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができます。100条調査委員会は9月26日から10回にわたって開催し、この間、証人尋問を3日間にわたり行い、14人の方に出頭をしていただきました。その結果を踏まえ、問題点を洗い出し改善意見を付してご報告を申し上げます。

お手元に配付しております調査報告書に沿って報告をいたします。

まず、調査報告書では、「1.調査の趣旨」から「12.まとめ」まで、順次記載しております。その中で、本調査報告書で重要な部分を占めております、9から12についてご報告をいたします。

まず、19ページの「9.調査の内容と問題点」ですが、発注者側の問題といたしまして、(1)設計書の作成に当たっての基本的事項の欠如、(2)実態とかけ離れた仕様書、(3)業務報告書の確認、(4)基本協定書について、の4点を指摘するものであります。

調査の結果、平成18年度から指定管理制度に移行するに当たり、それまで続けていた業務委託契約の仕様書を参考に、根拠のない設計額を算出するなど、根拠の希薄な設計書を作成しておりました。また、芝生管理の仕様書の内容は、実態とかけ離れていることがわかりました。業務報告の内容につきましては、毎月、業務報告書が提出されていたにもかかわらず、村の検査員は現地に赴きその成果を確認することをせず、書類のみで検査を終えておりました。草花の購入や除草や施肥についても、仕様書どおりに購入や実施することなく請求・受領していたものであります。なお、報告書の作業写真の多くは西郷観光株式会社敷地内の作業状況であり、協定により管理している現場の作業写真は少なく、複数の写真の使い回しも確認されております。さらに、基本協定書には記載内容の不備があるなど、ずさんな事務を行っている執行部に対し不信の念を抱くものであります。

次に、21ページの「10.虚偽の報告陳述について」であります。当委員会は、平成24年11月28日の西郷観光株式会社社長、須藤正一氏の証人尋問、及び平成24年11月29日の西郷村長、佐藤正博氏の証人尋問において、委員が現地調査に

赴き調査したところ、芝刈りの回数及び刈り草の量について確認できなかったことから、この証言について、いずれも虚偽の証言をしたと判断し、委員会としましては告発することと決定いたしました。

次に、「11.改善意見」であります。 (1) 設計内容に精通した職員による設計書の確認、 (2) 指定管理制度の熟知、 (3) 検査員の自覚、 (4) 指定管理者の公募、 (5) 雇用問題について、 (6) 指定管理委託費の返還金額の精査、 (7) 指定管理者の取り消しについて、の7つの項目について改善を指摘するものであります。明らかになった問題点を改善するために、本委員会の指摘を真摯に受け止め、改善するよう要望いたします。

最後に、24ページの「12.まとめ」を申し上げます。

12.まとめ

調査結果を踏まえると、結論は自ずと出てくる。

指定管理者としての西郷観光株式会社の責任、会社を代表する社長の責任、西郷観光株式会社を指定管理者に指定した村の責任、村を代表する村長の責任、担当課の責任は大である。

西郷村家族旅行村は、オープンまでに15億円の巨費を投じてつくられた。さらに毎年の維持管理費が多額に上り、村長は村民の血税が使われていることを肝に銘じ、全村民に対する説明責任と、当事者としての管理責任を明確に果たしていかなければならない。

以上、家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会の調査報告といたします。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 6番。ただいまの委員長の報告に対して質疑いたします。

虚偽の報告陳述について、家族旅行村内のキャンプ場の芝草あるいは法面の草、その刈った草を集積所に運びましたという証言がありまして、先ほど報告のとおり、現地に赴いて私も委員の一人として一緒に現地に行っていました。それで、今の報告では虚偽に当たると。私は草はあったことは委員会でも認めておりますが、量が少なかったと。今年は非常に気候が暑い日が続いて……

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君の発言の最中で大変申しわけないんですが、ちょっと議長席までいらしていただけますか。

○6番（仁平喜代治君） 調査特別委員会の委員に私もなっているということで、その規定の中で委員は質疑をしないというふうにあるそうで、私の代わりに別な人を質疑させます。

以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） 議長も一番最初に冒頭で気がつかなくて、大変失礼しました。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。ただいまの委員長の報告について質疑させていただきます。委員長、お願いします。委員長、いいですか。前に出てもらわんとあれだな、だれに言っているんだかわからない。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。委員長はそこにお座りください。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。ただいまの委員長の報告に対して質疑させていただきます。先般、9月19日にも委員長には私のほうから何点か質疑させていただいた経過がございます。今回の質疑でございますが、最年長の大ベテランの議員に逆らうわけではございませんが、ちょっと納得できない点がありましたのでお伺いいたします。まず1点目、そもそも100条委員会を設置した目的、争点は何だったんでしょうか。まずお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。（不規則発言あり）

○家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員長（室井清男君） お答えいたします。

ただいまの5番金田議員のご発言は、これは9月議会にもその発言がなされており、また、9月議会の方針に従って、またこの100条委員会も進めてまいりました。それで、9月議会の発言であればこれは許されますが、これはここでただいまの5番金田裕二議員の発言を受けることはできないんです。ということは、これはあくまでも調査特別委員会は合議制でございますので、委員会の決定以外のものはもう絶対に受けることはできないんですよ。その発言をしたいというならば、議長に対しそれなりの手続をとっていただかなければ、これはできないことになっておりますのでお答えいたしません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまお伺いしたのはですね、先ほど委員長の報告の中で、21ページ中の虚偽の報告陳述についての中で、この文面の中には書いてない項目を委員長は報告されました。委員会では、したがって告発することに決定いたしましたという、これには書いてないんですけれども申されていたので、うん、と。なるほど、この虚偽について告発するというようなことを言われたので、そもそもこの100条委員会の目的というのは何だったんだろうかということをお伺いしたわけでございます。じゃ、それはそれでいいです。それでは、ただいまの報告書、21ページの「10.虚偽の報告陳述について」のことについて質疑させていただきます。その文面を読みますと、証人の証言した草を刈った量が余りにも少なく、委員会で現地確認した結果、これは偽証であり、虚偽に当たると判断したとあるが、どちらの専門家的な意見を参考にされましたか。まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 委員長、16番室井清男君。

○家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員長（室井清男君） これもですね。もう昨日も委員会をやりましたが、もう委員会での決定以外の質疑は、いかなる質疑でもこの場で受けることはできないんですよ、知っておっても。その質疑をするならば、5番議員さんに議長に対してそれなりの手続をとっていただかなければ、これはでき

ないものでありますので、それを求めたいとするならばその手続をとってからにして
いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ちょっとおかしいですね。だって、議長さんがこの報告書に対して
質疑を許しますと言ったんですよ。それ質疑を受けられないというのはどういうこと
なんでしょうか。そういうのは何条のどこに書いてあるんですか、そういったこと。何
のために告発したというんですか。

○議長（鈴木宏始君） 特別委員長、16番室井清男君。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後3時05分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時06分）

○議長（鈴木宏始君） 特別委員長、16番室井清男君。

○家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員長（室井清男君） 申し上げます。この
件につきましては、報告書のとおりでございますので、報告書にうたってある以外は
発言は許されませんので。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 報告書に記載以外のものは答えられないという、おかしいですね。
報告書に書いてあるもの以外、聞いてなんねえというのなら、これなんで質疑させる
んですか。それなら、これごらんくださいでいいじゃないですか。おかしいでしょう、
それは。これでわからないから聞いているんですよ。私は100条委員会にも入って
いませんから、どのようにね、これで草がないのはどうだったというこれ、皆さんの
100条委員会のメンバーだけが現地赶赴して見た結果、ああ、これは草が刈ったの
が一つもないから、これはうその証言をしている、偽証だというふうな判断をされた
んですか、それとも専門家の意見を聞いたんですかという私は問いなんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 委員長、16番室井清男君。

○家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員長（室井清男君） これも報告書に書い
てあるとおりでございますので、それ以外は私がここで発言することはできません。
それ以上の発言を求めるとするならば、それなりの手続が必要だと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） その手続のですね、手法を教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 特別委員長、16番室井清男君。

○家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員長（室井清男君） その手法は、もう議
長のほうにその手続をとられれば、これは具体的に申し上げますが、とられればこれ

は特別委員会を開いて、特別委員会の決定事項に基づかないうちは、委員長は決定された以外のことは発言できませんということなんです。それだから、あくまでも報告書に書いてあるとおりでですから、それでご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） これから特別委員会開催してというとな、今日の夕方の何々に間に合わなくなる可能性ありますね。しかし、摩訶不思議ですね。これに書いてある以外のことはわからないと。まあいずれにしろ、草が全然残っていないということは、その答えも言えないと。委員長のところで農業を営んでいらっしゃいますよね。農業をやっていらっしゃいますね。（不規則発言あり）私も農業をやっておりまして、田畑ね、田んぼ、畑にも年間、春からずっと秋まで五、六回は最低刈りますね。その刈った草なんかは全然残ってないですよ。なぜ残ってないんでしょう。自分の家の畑も田んぼもね、全然、何回も草刈りしたんですけども残ってないんですよ。委員長のところ残ってますか。なぜ残ってないか。それは別に特別委員会開かなくても、農業経験からおっしゃられるでしょう。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 特別委員長、16番室井清男君。

○家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員長（室井清男君） これも特別委員会で決定された以外の発言は許されないからという、これは答弁することができませんと言っているんですよ。これ以上の発言をするとするならば、これは特別委員会の決定事項に基づかなければ、これはできませんと言っているんですよ。これ合議事件ですから。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 同じ答えを何度も聞いておりますが、いずれにしろね、刈った草がなくなるというのはこれは自然の風化、当たり前の話なんです。自然界でだんだん刈った草が壊死して、風化して、発酵したり腐食を重ねてなくなる、また、風で飛んでっちゃう。それを草が全然残ってないからこれは虚偽の証言だったというふうなね、判断されたというこの根拠。まあ、曖昧、何物でもないというふうには思っております。（不規則発言あり）いずれにしろ、それ以上答えられないというんではどうしようもないですから、いずれにしろこの虚偽の報告陳述についての内容については、そのほかのこれについては私は内容に納得できませんので、この文面は反対でございます。（不規則発言あり）何ですか。（不規則発言あり）

以上です。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会の調査は……（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 議事進行でどうぞ発言してください。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

(午後 3 時 1 4 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 3 時 1 5 分)

○議長（鈴木宏始君） 先ほど途中で切れましたが、家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会の調査はこれにて終了いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ただいま委員長から家族旅行村指定管理業務に関する調査において、証人須藤正一君と証人佐藤正博君の証言の中で、委員が現地調査に赴き調査したところ、芝刈りの回数及び芝草の量について虚偽の陳述があったとの報告があり、この報告のとおり決議されました。したがって、須藤正一君の虚偽の陳述に対する告発の件を日程に追加し、追加日程第 4 とし、続いて佐藤正博君の虚偽の陳述に対する告発の件を日程に追加し、追加日程第 5 として日程の順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加日程表を配付しますので、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 1 5 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 3 時 1 7 分)

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで、これより午後 3 時 4 5 分まで休憩いたします。

(午後 3 時 1 9 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 3 時 4 5 分)

◎家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会報告に対する表決

○議長（鈴木宏始君） ただいま 1 0 0 条委員会の委員長報告について疑義が出されまして、検討し、また、町村議会にも問い合わせをしたりいたしました。その結果、この委員長報告については議決を必要としないということもあるし、必要だということは皆さんもお持ちの議員必携に書いてあるというふうなこともございますので、議決をいただいてそれから先に進むべきだというふうな議長は判断をいたしましたので、ここで家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会委員長の報告について、これを

表決したいと思いますが、無記名投票でというふうな声がございますので、そのよう
に取り計らいたいと思います。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、投票の準備をいたしますので、暫時休憩をいたします。
（午後 3 時 4 7 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 3 時 4 9 分）

○議長（鈴木宏始君） それでは、家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会委員
長の報告について採決をいたします。

この採決は、会議規則第 8 3 条の規定により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

○議長（鈴木宏始君） ただいまの出席議員数は 1 7 名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番鈴木勝久君、2 番真船正晃君、
3 番南館かつえ君の 3 名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、
否とする者は反対と記載願います。（投票用紙配付）

○議長（鈴木宏始君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（なし）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方、投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

異状ございませんか。（異状なし）

○議長（鈴木宏始君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

点呼を命じます。議会事務局長。

（事務局長の点呼により議席 1 番から順次投票）

○議長（鈴木宏始君） 投票漏れはございませんか。（なし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。（開票）

1 番鈴木勝久君、2 番真船正晃君、3 番南館かつえ君、開票の立ち会いをお願いします。
ます。

投票の結果を報告します。

投票総数 1 7 票、有効投票 1 7 票、無効投票 0 票であります。有効投票のうち賛成
1 2 票、反対 5 票、以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会委員長の報告は可決され

ました。

先ほどとダブってしまいますが、流れもございしますので、もう一度申し上げます。

ただいま委員長から家族旅行村指定管理業務に関する調査において、証人須藤正一君と証人佐藤正博君の証言の中で、委員が現地に赴き調査したところ、芝刈りの回数及び刈り草の量について虚偽の陳述があったとの報告があり、この報告のとおり議決されました。したがって、須藤正一君の虚偽の陳述に対する告発の件を日程に追加し、追加日程第4として、続いて佐藤正博君の虚偽の陳述に対する告発の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

それでは、追加日程表を配付しますので暫時、(不規則発言あり)大変失礼しました。投票の際に閉鎖しました議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖)

○議長(鈴木宏始君) それでは、追加提案されました須藤正一君の虚偽の陳述に対する告発の件を日程に追加し、追加日程第4、続いて佐藤正博君の虚偽の陳述に対する告発の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎虚偽の陳述に対する告発の件

○議長(鈴木宏始君) 追加日程第4、虚偽の陳述に対する告発の件を議題とします。

おはかりします。

須藤正一君の発言に虚偽の陳述があると認められるので、地方自治法第100条第9項の規定によって同君を告発することについて採決をいたします。

この採決については無記名投票という声がございしますので、そのように決したいと存じます。(不規則発言あり)

それでは、追加日程第4、虚偽の陳述に対する告発の件について採決をいたします。

この採決は会議規則第83条の規定により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

○議長(鈴木宏始君) ただいまの出席議員数は17名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番藤田節夫君、5番金田裕二君、6番仁平喜代治君の3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。(投票用紙配付)

(「議長、議事進行」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) ちょっとだめだね。今もう投票に入っているから。この後にしてください。

念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載願います。(不規則発言あり)先ほど追加日程第4、虚偽の陳述に対する告発の件というふうに述べましたが、これは須藤正一君の虚偽の陳述に対する告発の件でございます

ので、お間違いのないようによろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（なし）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いいたします。立会人の方、投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

異状ございませんか。（異状なし）

○議長（鈴木宏始君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

議会事務局長。

（事務局長の点呼により議席1番から順次投票）

○議長（鈴木宏始君） 投票漏れはございませんか。（なし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。（開票）

4番藤田節夫君、5番金田裕二君、6番仁平喜代治君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0票であります。有効投票のうち賛成12票、反対5票、以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、須藤正一君を告発することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。（議場開鎖）

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。議長にお聞きします。採決の前に……

○議長（鈴木宏始君） 議事進行発言だから。

○11番（矢吹利夫君） 議事進行について発言します。採決の前に委員長報告に対する質疑を行いますということを書いていないものですから、どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 委員長報告に対する質疑は終了しました。

○11番（矢吹利夫君） 議案に対しての……

○議長（鈴木宏始君） 議案というか、委員長報告でしょう。

○11番（矢吹利夫君） ええ。

○議長（鈴木宏始君） それはやったじゃないですか。

○11番（矢吹利夫君） その後、さっきのは受け付けないって……（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 追加……（不規則発言あり）家族旅行村の特別委員会の委員長報告は室井委員長が報告して、これに対して質疑もやったでしょう。（不規則発言あり）

○11番（矢吹利夫君） 告発。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後4時10分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時11分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま11番矢吹利夫君より議事進行の発言がございましたが、これは手順についてでございますので、事務局長より発言をさせます。

議会議務局長。

○参事兼議会議務局長（松田隆志君） 今回の虚偽の陳述に対する告発の件について、議長会のほうに確認しながらこの議事次第書・書式例にのっとってやっております。この中について、告発に対する質疑はございません。

以上でございます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） よろしいでしょうか。

○11番（矢吹利夫君） はい、了解。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第5、虚偽の陳述に対する告発の件を議題とします。

おはかりします。

佐藤正博君の発言に虚偽の陳述があると認められるので、地方自治法第100条第9項の規定によって同君を告発することを採決したいと存じます。

この採決についても無記名投票という声がございますので、そのように取り計らいます。

それでは、追加日程第5、虚偽の陳述に対する告発の件を無記名投票によって採決いたします。

この採決は会議規則第83条の規定により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を解きます。ただいま議場に本人が着席いたしておりますので、佐藤正博君の除斥を命じます。

（村長 佐藤正博君 退席）

○議長（鈴木宏始君） 議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

○議長（鈴木宏始君） ただいまの出席議員数は17名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

7番秋山和男君、8番徳田進君、9番小林重夫君の3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載願います。（投票用紙配付）

○議長（鈴木宏始君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（なし）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方、投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

異状ございませんか。（異状なし）

○議長（鈴木宏始君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

点呼を命じます。議会事務局長。

（事務局長の点呼により議席1番から順次投票）

○議長（鈴木宏始君） 投票漏れはございませんか。（なし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。（開票）

7番秋山和男君、8番徳田進君、9番小林重夫君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0票であります。有効投票のうち賛成10票、反対7票、以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、追加日程第5、虚偽の陳述に対する告発の件は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。（議場開鎖）

村長、佐藤正博君の除斥を解きます。

（村長 佐藤正博君 復席）

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第19、請願・陳情に対する委員長報告であります。

陳情第3号に対する総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、7番秋山和男君。

○総務常任委員長（秋山和男君） 7番、総務常任委員長、審査報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、12月5日、本会議終了後、午前11時10分より、第二会議室におきまして委員会を開催いたしました。慎重審議の結果、陳情第3号「山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上、ここにご報告をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第3号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定しました。

続いて、陳情第4号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、4番藤田節夫君。

○文教厚生常任委員長（藤田節夫君） 4番、文教厚生常任委員会委員長、審査報告いたします。

本委員会に付託されました陳情1件につきましては、12月5日、本会議終了後、午前11時36分より、第二会議室におきまして、全員出席のもと、委員会を開催いたしました。慎重審議の結果、陳情第4号「公的年金2.5%削減の中止を求める意見書採択の陳情について」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第4号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、陳情第4号は採択することに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで発議1件が追加提案されました。これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付します。暫時休憩します。

(午後4時27分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後4時28分)

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

◎追加議案の上程(発議第9号)

○議長(鈴木宏始君) それでは、追加提案されました発議1件につきましては、日程第19の次に追加日程第6、発議第9号とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第6を上程いたします。

◎発議第9号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) おはかりします。

追加提案されました議案は、ただいま採択されました陳情に伴う意見書提出の議案でありますので、議案の朗読、提案理由の説明を省略し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

追加日程第6、発議第9号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎放射能対策特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第21から日程第25までの各委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第26、例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

平成24年8月期から平成24年10月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりでございますので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成24年第4回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時33分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月14日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 高 木 信 嘉

署名議員 後 藤 功

